



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次（\*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- \*2 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*3 職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則  
の一部を改正する規則 ..... 5
- \*4 職員の退職手当に関する条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書  
面の様式等を定める規則の一部を改正する規則 ..... 6
- \*5 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則 ..... 12
- \*6 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 12
- \*7 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改  
正する規則 ..... 13

○ 人事委員会告示

- \*5 不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程（平成6年和歌山県人事委  
員会告示第3号）の一部改正 ..... 14

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第2号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

退職手当請求書

ふりがな 職員であった者の 氏名		生年 月日	年 月 日生
ふりがな		続柄	生年 月日
退職手当を受理 する遺族の氏名			年 月 日生
元所属所		1月1日現在 在住した住所	
元職名		退職手当及び 裁定通知書の 送付先	
退職年月日	年 月 日	退職手当の支払方法 (該当するいずれかに○印をする。)	
退職事由  (該当に○ 印をする)	自己の都合	公務傷病	私は、職員の退職手当の支給に関する規則 第5条の規定に基づく口座振替の方法によ る支払を { 申し出るので、下記の預金口座 に振り込んでください。 }
	応募認定	死亡	
	定年	傷病	
	公務死亡	整理	
		預金 口座	振込先金融機関の名称 (口座番号： )
<p>上記のとおり別紙必要書類を添えて退職手当の請求をします。</p> <p>なお、私は退職後引き続き退職手当を通算される国又は他の地方公共団体に再就職しないので、その旨申し立てます。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 請求者 氏 名</p>			

- (注)
- 1 請求者は、上記のことについて記入をし、速やかに提出すること。
  - 2 履歴書、退職所得の受給に関する申告書及び前歴証明書等を添付すること。
  - 3 退職手当を職員の遺族から請求する場合は、職員とその遺族の続柄が明白となる戸籍謄本を添付すること。
  - 4 口座振込を申し出る場合は、振込先金融機関の名称は支店等名まで記入し、口座番号は必ず請求者名義のものを正確に記入すること。

別記第31号様式を次のように改める。

別記第31号様式（第22条関係）

退職手当支払差止処分取消申立書

年 月 日

(退職手当管理機関) 様

申立人住所  
氏名

電話番号

職員の退職手当に関する条例第16条第4項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分の取消しを申し立てます。

(退職をした者の氏名)	
(退職手当支払差止処分の発令年月日) 年 月 日	(退職年月日) 年 月 日
(退職時の勤務公署)	
(退職手当支払差止処分の取消しを申し立てる理由)	

備考

- 1 「退職手当支払差止処分の取消しを申し立てる理由」には、当該支払差止処分後の事情の変化を具体的かつ詳細に記載し、必要があれば別紙にすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県人事委員会規則第3号

職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（平成24年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第3号様式（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">意見陳述の期日・場所変更申出書</p> <p>略 氏 名 —</p> </div> <p>（注） 略</p> <p>別記第5号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代理人資格証明書</p> <p>略 氏 名 —</p> </div> <p>（注） 略</p> <p>別記第6号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代理人資格喪失届出書</p> <p>略 氏 名 —</p> </div> <p>（注） 略</p> <p>別記第7号様式（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">参加許可申請書</p> <p>略 氏 名 —</p> </div> <p>（注） 略</p>	<p>別記第3号様式（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">意見陳述の期日・場所変更申出書</p> <p>略 氏 名 印</p> </div> <p>（注） 略</p> <p>別記第5号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代理人資格証明書</p> <p>略 氏 名 印</p> </div> <p>（注） 略</p> <p>別記第6号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代理人資格喪失届出書</p> <p>略 氏 名 印</p> </div> <p>（注） 略</p> <p>別記第7号様式（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">参加許可申請書</p> <p>略 氏 名 印</p> </div> <p>（注） 略</p>

別記第8号様式（第9条関係）

略	補佐人出頭許可申請書	
略	氏名	—

(注) 略

別記第8号様式（第9条関係）

略	補佐人出頭許可申請書	
略	氏名	印

(注) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 和歌山県人事委員会規則第4号

職員の退職手当に関する条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当に関する条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則（平成25年和歌山県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

別記様式第1(第2条関係)

## 早期退職希望者の募集に係る応募申請書

(任命権者) 応募年月日 年 月 日  
 .....様 応募申請者.....

私は、職員の退職手当に関する条例第11条の3第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募します。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
備考	

(注)「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職 名	
級号給	給料表〔 〕	.....級	.....号給
生年月日	年 月 日	年 齢	歳
退職希望日	年 月 日		

(注) 年 月 日現在で記入すること。

## ※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

別記様式第2（第2条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書

(任命権者) 取下年月日 年 月 日  
 .....様 取下申請者.....

私は、職員の退職手当に関する条例第11条の3第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から		年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間			
2 取下申請者について			
ふりがな 氏 名			所 属
			職 名
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注)「3 認定について」欄は、取下時点において認定を受けている場合に記入すること。  
 また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の 受理番号	

別記様式第6及び別記様式第7を次のように改める。

別記様式第6（第5条関係）

## 退職すべき期日の繰上げ同意書

(任命権者)

年 月 日

.....様 .....

私は、職員の退職手当に関する条例第11条の3第14項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書（別記様式第3）に記載されている認定年月日を記入すること。

別記様式第7（第5条関係）

## 退職すべき期日の繰下げ同意書

(任命権者)

年 月 日

.....様

.....

私は、職員の退職手当に関する条例第11条の3第14項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることにご同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書（別記様式第3）に記載されている認定年月日を記入すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県人事委員会規則第5号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成6年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（審査請求書の記載事項）</p> <p>第6条 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(I)～(II) 略</p> <p>2 請求者が代理人によって審査請求を行うときは、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか、審査請求を行う代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（証人の宣誓）</p> <p>第43条 略</p> <p>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名して行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（口述書の提出要求）</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する口述書には、証人がこれに署名しなければならない。</p> <p>（再審の請求の方法）</p> <p>第64条 再審の請求は、次に掲げる事項を記載し、再審を請求する当事者（以下「再審請求者」という。）が記名した再審請求書正副各1通を、請求の理由を証明するに足る資料とともに、人事委員会に提出してしなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>（審査請求書の記載事項）</p> <p>第6条 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、請求者が記名押印しなければならない。</p> <p>(I)～(II) 略</p> <p>2 請求者が代理人によって審査請求を行うときは、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか、審査請求を行う代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、請求者の記名押印に代えて当該代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（証人の宣誓）</p> <p>第43条 略</p> <p>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（口述書の提出要求）</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する口述書には、証人がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>（再審の請求の方法）</p> <p>第64条 再審の請求は、次に掲げる事項を記載し、再審を請求する当事者（以下「再審請求者」という。）が記名押印した再審請求書正副各1通を、請求の理由を証明するに足る資料とともに、人事委員会に提出してしなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月9日

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式（第2条関係） 略 代表者の役名氏名 職員団体登録申請書 略</p>	<p>別記第1号様式 略 代表者の役名氏名 職員団体登録申請書 略</p>
<p>別記第2号様式（第2条、第3条関係） 重要な行為の決定に関する証明書（ 略 投票管理責任者の役名氏名 略</p>	<p>別記第2号様式 重要な行為の決定に関する証明書（ 略 投票管理責任者の役名氏名 略</p>
<p>別記第3号様式（第2条関係） 組織に関する証明書 略 代表者の役名・氏名 略</p>	<p>別記第3号様式 組織に関する証明書 略 代表者の役名・氏名 略</p>
<p>別記第4号様式（第3条関係） 略 代表者の役名・氏名 規約変更届出書 略</p>	<p>別記第4号様式 略 代表者の役名・氏名 規約変更届出書 略</p>
<p>別記第5号様式（第3条関係） 略 代表者の役名・氏名 登録申請書記載事項変更届出書 略</p>	<p>別記第5号様式 略 代表者の役名・氏名 登録申請書記載事項変更届出書 略</p>
<p>別記第6号様式（第3条関係） 略 代表者の役名・氏名 職員団体解散届出書 略</p>	<p>別記第6号様式 略 代表者の役名・氏名 職員団体解散届出書 略</p>
<p>別記第7号様式（第4条関係） 略 代表者の役名・氏名 法人格取得届出書 略</p>	<p>別記第7号様式 略 代表者の役名・氏名 法人格取得届出書 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県人事委員会規則第7号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和53年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（審査の請求） 第2条 略 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）が記名して、正副各1通を、事実を証明する書類、記録その他必要な資料とともに、人事委員会に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 3 略	（審査の請求） 第2条 略 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）が記名押印して、正副各1通を、事実を証明する書類、記録その他必要な資料とともに、人事委員会に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 3 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 人事委員会告示

### 和歌山県人事委員会告示第5号

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程（平成6年和歌山県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第1号様式（第5条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         審査請求書                          略 請求者名 _____                          略                     </div> 注 1～4 略 5 代理人によって審査請求を行う場合は、当該代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載するとともに、その資格を証明する書面を添付すること。 6 略 別記第2号様式（第6条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         審査請求書記載事項変更届                          略 請求者名 _____                          略                     </div>	別記第1号様式（第5条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         審査請求書                          略 請求者名 _____<u>印</u>                          略                     </div> 注 1～4 略 5 代理人によって審査請求を行う場合は、当該代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、請求者の記名押印に代えて <u>当該代理人が記名押印するとともに、その資格を証明する書面を添付すること。</u> 6 略 別記第2号様式（第6条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         審査請求書記載事項変更届                          略 請求者名 _____<u>印</u>                          略                     </div>

注 略

別記第3号様式(第11条関係)

審査の併合(分離)申立書	
略	請求者名
略	処分者名
略	_____

注 略

別記第4号様式(第12条関係)

審査手続承継届	
略	氏名
略	_____

注 略

別記第5号様式(第12条関係)

審査手続不承継届	
略	氏名
略	_____

注 略

別記第6号様式(第13条関係)

審査請求取下書	
略	請求者名
略	_____

注 略

別記第7号様式(第14条関係)

処分の取消(修正)通知書	
略	処分者名
略	_____

注 略

別記第8号様式(第15条関係)

取消判決等確定通知書	
略	請求者名
略	処分者名
略	_____

注 略

別記第9号様式(第17条関係)

代表者選任(解任)届	
略	請求者名
略	請求者名
略	_____

注 略

注 略

別記第3号様式(第11条関係)

審査の併合(分離)申立書	
略	請求者名
略	処分者名
略	_____印

注 略

別記第4号様式(第12条関係)

審査手続承継届	
略	氏名
略	_____印

注 略

別記第5号様式(第12条関係)

審査手続不承継届	
略	氏名
略	_____印

注 略

別記第6号様式(第13条関係)

審査請求取下書	
略	請求者名
略	_____印

注 略

別記第7号様式(第14条関係)

処分の取消(修正)通知書	
略	処分者名
略	_____印

注 略

別記第8号様式(第15条関係)

取消判決等確定通知書	
略	請求者名
略	処分者名
略	_____印

注 略

別記第9号様式(第17条関係)

代表者選任(解任)届	
略	請求者名
略	請求者名
略	_____印

注 略

別記第10号様式(第18条関係)

略	代理人選任(解任)届	
略	請求者名	—
略	処分者名	

注 略

別記第11号様式(第22条関係)

略	口頭審理請求書	
略	請求者名	—

注 略

別記第12号様式(第22条関係)

略	口頭審理撤回書	
略	請求者名	—

注 略

別記第13号様式(第22条関係)

略	公開(非公開)口頭審理請求変更書	
略	請求者名	—

注 略

別記第14号様式(第24条関係)

略	口頭審理期日変更申立書	
略	請求者名	—
略	処分者名	

注 略

別記第15号様式(第25条関係)

略	答弁書	
略	処分者名	—

注 略

別記第16号様式(第26条関係)

略	反論書	
略	請求者名	—

注 略

別記第17号様式(第27条関係)

別記第10号様式(第18条関係)

略	代理人選任(解任)届	
略	請求者名	印
略	処分者名	

注 略

別記第11号様式(第22条関係)

略	口頭審理請求書	
略	請求者名	印

注 略

別記第12号様式(第22条関係)

略	口頭審理撤回書	
略	請求者名	印

注 略

別記第13号様式(第22条関係)

略	公開(非公開)口頭審理請求変更書	
略	請求者名	印

注 略

別記第14号様式(第24条関係)

略	口頭審理期日変更申立書	
略	請求者名	印
略	処分者名	

注 略

別記第15号様式(第25条関係)

略	答弁書	
略	処分者名	印

注 略

別記第16号様式(第26条関係)

略	反論書	
略	請求者名	印

注 略

別記第17号様式(第27条関係)

略	積明書					
		請	求	者	名	—
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第18号様式(第27条関係)

略	求積明申立書					
		請	求	者	名	—
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第19号様式(第28条関係)

略	準備書面					
		請	求	者	名	—
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第20号様式(第33条関係)

略	最終陳述書					
		請	求	者	名	—
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第21号様式(第36条関係)

略	証人出席承認申立書					
		請	求	者	名	—
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第22号様式(第37条関係)

略	証拠資料提出書					
		請	求	者	名	—
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第23号様式(第39条関係)

略	証人尋問申立書					
		請	求	者	名	—
		処	分	者	名	
略						

注 略

略	積明書					
		請	求	者	名	印
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第18号様式(第27条関係)

略	求積明申立書					
		請	求	者	名	印
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第19号様式(第28条関係)

略	準備書面					
		請	求	者	名	印
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第20号様式(第33条関係)

略	最終陳述書					
		請	求	者	名	印
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第21号様式(第36条関係)

略	証人出席承認申立書					
		請	求	者	名	印
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第22号様式(第37条関係)

略	証拠資料提出書					
		請	求	者	名	印
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第23号様式(第39条関係)

略	証人尋問申立書					
		請	求	者	名	印
		処	分	者	名	
略						

注 略

別記第24号様式(第39条関係)

証拠資料調査申立書	
略	請求者名
	処分者名
略	_____

注 略

別記第25号様式(第42条関係)

証人不出席届	
略	証人氏名
略	_____

注 略

別記第26号様式(第43条関係)

宣誓書	
略	氏名
	_____

別記第27号様式(第46条関係)

口述書	
略	証人住所
	氏名
略	_____

注 略

別記第28号様式(第47条関係)

当事者尋問申立書	
略	請求者名
	処分者名
略	_____

注 略

別記第29号様式(第50条関係)

鑑定申立書	
略	請求者名
	処分者名
略	_____

注 略

別記第30号様式(第51条関係)

検証申立書	
略	請求者名
	処分者名
略	_____

注 略

別記第31号様式(第53条関係)

--	--

別記第24号様式(第39条関係)

証拠資料調査申立書	
略	請求者名
	処分者名
略	_____印

注 略

別記第25号様式(第42条関係)

証人不出席届	
略	証人氏名
略	_____印

注 略

別記第26号様式(第43条関係)

宣誓書	
略	氏名
	_____印

別記第27号様式(第46条関係)

口述書	
略	証人住所
	氏名
略	_____印

注 略

別記第28号様式(第47条関係)

当事者尋問申立書	
略	請求者名
	処分者名
略	_____印

注 略

別記第29号様式(第50条関係)

鑑定申立書	
略	請求者名
	処分者名
略	_____印

注 略

別記第30号様式(第51条関係)

検証申立書	
略	請求者名
	処分者名
略	_____印

注 略

別記第31号様式(第53条関係)

--	--

略	口頭による意見の申立書	
	請求者名	—
略	処分者名	

注 略

別記第32号様式（第57条関係）

略	調書閲覧許可申請書	
	請求者名	—
略	処分者名	

注 略

別記第33号様式（第57条関係）

略	調書複写（複製）許可申請書	
	請求者名	—
略	処分者名	

注 略

別記第34号様式（第64条関係）

略	再審請求書	
略	再審請求者氏名	—

注 略

略	口頭による意見の申立書	
	請求者名	印
略	処分者名	

注 略

別記第32号様式（第57条関係）

略	調書閲覧許可申請書	
	請求者名	印
略	処分者名	

注 略

別記第33号様式（第57条関係）

略	調書複写（複製）許可申請書	
	請求者名	印
略	処分者名	

注 略

別記第34号様式（第64条関係）

略	再審請求書	
略	再審請求者氏名	印

注 略

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。